

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る広島県行政処分実施要領

制定 平成 26 年 2 月 25 日
改正 平成 27 年 2 月 26 日
改正 平成 31 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 12 条の定めるところにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 12 条の 6、第 14 条の 3（第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）、第 14 条の 3 の 2（第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）、第 15 条の 2 の 7、第 15 条の 3、第 19 条の 3、第 19 条の 5（第 19 条の 10 において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）及び第 19 条の 6 の規定により広島県知事及び厚生環境事務所長が行う行政処分について必要な事項を定め、もって行政処分の公正かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、法に定める用語の例による。

- (1) 「事業者」とは、産業廃棄物の排出者をいう。
- (2) 「産業廃棄物処理業者」とは、法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 2 第 1 項、第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条の 5 第 1 項の規定により知事の許可を受けた者をいう。
- (3) 「産業廃棄物処理施設設置者」とは、法第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定により知事の許可を受けた者をいう。

(許可取消処分基準)

第 3 条 産業廃棄物処理業者が各号のいずれかに該当するときは、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項の規定により、当該者に係る産業廃棄物処理業の許可を取り消さなければならない。

- (1) 法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 別表 1 の第 1 欄に掲げる違反行為その他の情状が特に重い違反行為について、自ら行い、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき（特に酌量すべき情状がある場合を除く。）。

2 産業廃棄物処理業者が法第 14 条の 3 第 2 号又は第 3 号に該当し、相当期間内に改善が

見込めないときは、法第 14 条の 3 の 2 第 2 項の規定により、当該者に係る産業廃棄物処理業の許可を取り消すものとする。

3 産業廃棄物処理施設設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第 15 条の 3 第 1 項の規定により、当該者に係る産業廃棄物処理施設の設置許可を取り消さなければならない。

(1) 法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 別表 1 の第 1 欄に掲げる違反行為について、自ら行い、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき（特に酌量すべき情状がある場合を除く。）。

4 産業廃棄物処理施設設置者が法第 15 条の 2 の 7 第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当し、相当期間内に改善が見込めないときは、法第 15 条の 3 第 2 項の規定により、当該者に係る産業廃棄物処理施設の設置許可を取り消すものとする。

(停止命令処分基準)

第 4 条 産業廃棄物処理業者が別表 2 の第 1 欄に掲げる違反行為について、自ら行い、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたときは、それぞれ別表 2 の第 3 欄に掲げる日数（以下「処分基準日数」という。）を定めて、法第 14 条の 3 に規定する事業の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。ただし、違反行為による生活環境保全上の影響が軽微であり、行政指導により速やかな改善が行われた場合は、この限りでない。

2 法第 14 条の 3 第 2 号に規定する産業廃棄物処理業者の施設又は能力が基準に適合しなくなった場合は、適合するまでに相当と判断される日数を定め、事業の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。

3 産業廃棄物処理施設が法第 15 条の 2 の 7 第 1 号から第 4 号に該当する場合は、同条に規定する産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずるとともに、必要な改善を命ずるものとする。使用の停止の期間については、停止の理由が別表 2 に記載がある場合は処分基準日数を定め、そうでない場合は停止の理由が改善されるのに妥当な日数を定めるものとする。ただし、違反行為による生活環境保全上の影響が軽微であり、行政指導により速やかな改善が行われた場合は、この限りでない。

(改善命令処分基準)

第 5 条 事業者及び産業廃棄物処理業者が法第 19 条の 3 第 2 号に該当する場合は、改善に必要な期間を定めて、法第 19 条の 3 に規定する改善命令を行うものとする。ただし、生活環境保全上の影響が軽微であり、行政指導により速やかな改善が行われた場合は、この限りでない。

2 産業廃棄物処理施設が法第 15 条の 2 の 7 第 1 号から第 4 号に該当する場合は、同条に

規定する産業廃棄物処理施設の改善命令を行うものとする。ただし、生活環境保全上の影響が軽微であり、行政指導により速やかな改善が行われた場合は、この限りでない。

(措置命令処分基準)

第6条 産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準。）に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、法第19条の5又は第19条の6に規定する措置命令を行うものとする。ただし、生活環境の保全上の支障が軽微である場合又は行政指導により速やかな改善が行われた場合は、この限りでない。

(産業廃棄物管理票に係る公表基準)

第7条 事業者又は産業廃棄物処理業者が、法第12条の6第1項に規定する産業廃棄物管理票に係る勧告に従わず、次の各号のいずれかに該当するときは、法第12条の6第2項に基づきその旨を公表することができる。

- (1) 勧告に期限を決めて従うという意思表示がない場合。
- (2) 措置の内容が十分でない場合。
- (3) 同じ内容の勧告を繰り返し受けている場合。
- (4) その他違反が悪質で必要と認める場合。

(産業廃棄物管理票に係る措置命令処分基準)

第8条 事業者又は産業廃棄物処理業者が、第7条による公表後においても改善しない場合は、法第12条の6第3項に基づき勧告に係る措置をとるべきことを命ずるものとする。

(停止期間の加重基準)

第9条 第4条の場合において、次の各号のいずれか該当するときは、施設の使用の停止又は事業の停止の期間を加重することができる。この場合、処分基準日数の2分の1を限度とする日数を加算するものとする。

- (1) 違反行為が長期継続し、又は繰り返し行われたとき。
- (2) 違反行為に係る廃棄物の量が大量であったとき。
- (3) 違反行為により生活環境保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあったとき。
- (4) 違反行為が悪質であるとき又は社会的影響が大きいと認められるとき。
- (5) その他、加重するに足る相当の理由があると認められるとき。

(停止期間の軽減基準)

第10条 第4条の違反行為を行った者が、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、処分基準日数の2分の1を限度として、施設の使用の停止又は事業の停止の期間を軽減す

ることができる。

- (1) 違反行為について、特に酌量すべき情状があるとき。
- (2) 違反行為について、自主的に適切な改善措置を講じたと認められるとき。

(行政処分等の公表基準)

第11条 第3条、第4条、第6条及び第8条の規定により行政処分を行うことを決定したときは、これを公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、広島県環境県民局産業廃棄物対策課において行うものとする。

3 第1項の規定により公表した内容は、5年間ホームページ上で公表し、5年を経過した翌月から情報を削除することを原則とする。

4 第7条に係る公表は、広島県環境県民局産業廃棄物対策課において行うものとし、ホームページ上でも公表する。この情報については、改善がなされた場合削除するものとする。

附 則 (平成26年2月25日制定)

(施行期日)

第1条 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月26日改正)

(施行期日)

第1条 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日改正)

(施行期日)

第1条 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

適用条項	許可取消しの対象となる違法行為	罰条
法第14条第1項 法第14条第6項 法第14条の4第1項 法第14条の4第6項	無許可営業	法第25条第1項第1号
法第14条第1項 法第14条第2項 法第14条第6項 法第14条第7項 法第14条の4第1項 法第14条の4第2項 法第14条の4第6項 法第14条の4第7項	不正手段による処理業許可取得	法第25条第1項第2号
法第14条の2第1項 法第14条の5第1項	無許可事業範囲変更	法第25条第1項第3号
法第14条の2第1項 法第14条の5第1項	不正手段による事業範囲変更許可取得	法第25条第1項第4号
法第14条の3 法第19条の4第1項 法第19条の4の2第1項 法第19条の5第1項 法第19条の6第1項	事業停止命令違反又は措置命令違反	法第25条第1項第5号
法第12条第5項 法第12条の2第5項	委託基準違反	法第25条第1項第6号
法第14条の3の3 法第14条の7	名義貸しの禁止違反	法第25条第1項第7号
法第15条第1項	処理施設無許可設置	法第25条第1項第8号
法第15条第1項	不正手段による処理施設設置許可取得	法第25条第1項第9号
法第15条の2の6第1項	処理施設無許可変更	法第25条第1項第10号
法第15条の2の6第1項	不正手段による処理施設変更許可取得	法第25条第1項第11号
法第15条の4の7第1項	無確認輸出	法第25条第1項第12号
法第14条第15項 法第14条の4第15項	受託禁止違反	法第25条第1項第13号
法第16条	不法投棄	法第25条第1項第14号
法第16条の2	不法焼却	法第25条第1項第15号
法第16条の3	指定有害廃棄物の処理禁止違反	法第25条第1項第16号
法第15条の4の7第1項 法第16条 法第16条の2	無確認輸出，不法投棄又は不法焼却の未遂行為	法第25条第2項
法第12条第6項 法第12条の2第6項 法第14条第16項 法第14条の4第16項	委託基準違反又は再委託禁止違反	法第26条第1号
法第15条の2の7 法第19条の3 法第19条の5	処理施設の改善命令違反・使用停止命令違反，若しくは改善命令違反又は措置命令違反	法第26条第2号
法第15条の4	処理施設の無許可譲受け又は無許可借受け	法第26条第3号
法第15条の4の5第1項	無許可輸入	法第26条第4号
法第15条の4の5第4項	輸入許可条件違反	法第26条第5号
法第16条 法第16条の2	不法投棄又は不法焼却目的の収集運搬	法第26条第6号
法第15条の4の7第1項	無確認輸出予備	法第27条

別表 2

適用条項	停止命令の対象となる違法行為	処分基準日数	罰条
別表 1 に掲げる違法行為 (特に酌量すべき情状がある場合)		90日	
法第15条の19第4項	土地形質変更の計画変更命令又は措置命令違反		法第28条第2号
法第19条の11第1項			
法第12条の4第1項	虚偽管理票交付		法第27条の2第6号
法第12条の6第3項	管理票に係る勧告の措置命令違反		法第27条の2第11号
法第15条の2第5項	処理施設使用前検査受検義務違反	60日	法第29条第2号
法第15条の2の6第2項			
法第12条第3項	保管届出義務違反	30日	法第29条第1号
法第12条の2第3項			
法第12条の3第1項	管理票の交付義務違反若しくは記載義務違反又は管理票虚偽記載		法第27条の2第1号
法第15条の4の7第2項			
法第12条の3第3項前段	管理票写しの送付義務違反若しくは記載義務違反又は管理票虚偽記載		法第27条の2第2号
法第12条の3第3項後段			
法第12条の3第4項	管理票写しの送付義務違反若しくは記載義務違反又は管理票虚偽記載		法第27条の2第3号
法第12条の3第5項			
法第12条の5第6項	管理票又は管理票写しの保存義務違反		法第27条の2第4号
法第12条の3第2項			
法第12条の3第6項			
法第12条の3第9項			
法第12条の3第10項			
法第12条の4第2項	管理票の交付が無い廃棄物の引受禁止違反		法第27条の2第5号
法第12条の4第3項	虚偽管理票写し送付又は虚偽報告		法第27条の2第7号
法第12条の4第4項			
法第12条の5第1項	電子管理票虚偽登録		法第27条の2第8号
法第12条の5第2項			
法第15条の4の7第2項	電子管理票の報告義務違反又は虚偽報告		法第27条の2第9号
法第12条の5第3項			
法第12条の5第4項	処理困難通知義務違反又は虚偽通知		法第27条の2第10号
法第14条第13項			
法第14条の2第4項			
法第14条の3の2第3項			
法第14条の4第13項			
法第14条の5第4項	処理困難通知写しの保存義務違反		法第29条第4号
法第14条第14項			
法第14条の2第5項			
法第14条の3の2第4項			
法第14条の5第5項	土地形質変更の届出義務違反又は虚偽届出		法第29条第5号
法第14条の4第14項			
法第15条の19第1項	帳簿の備付け義務違反, 記載義務違反若しくは, 虚偽記載又は保存義務違反		法第29条第6号
法第12条第13項			
法第12条の2第14項	処理業廃止・変更届出義務違反, 処理施設の変更届出義務違反若しくは相続届出義務違反又は虚偽の届出		法第30条第1号
法第14条第17項			
法第14条の4第18項	定期検査拒否, 妨害又は忌避		法第30条第2号
法第14条の2第3項			
法第14条の5第3項	維持管理事項の記録義務違反, 虚偽記載又は備付け義務違反		法第30条第3号
法第15条の2の6第3項			
法第15条の4	処理責任者設置義務違反又は特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反		法第30条第4号
法第15条の2の2第1項			
法第15条の2の4	報告拒否又は虚偽報告		法第30条第5号
法第15条の4の4第3項			
法第12条第8項	報告拒否又は虚偽報告		法第30条第7号
法第12条の2第8項			
法第18条第1項	立入検査の拒否, 妨害又は忌避		法第30条第8号
法第19条第1項			
法第21条第1項	技術管理者設置義務違反		法第30条第9号
その他違反行為			
法第21条の2第2項	事故時応急措置命令違反	応急措置に必要な期間	法第29条第7号
法第14条第11項	処理業許可条件違反又は処理施設設置許可条件違反	30日	法第14条の3第3号
法第15条の2第4項			